

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
310	若年健康診査事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下関市は、若年健康診査事業の実施に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県下関市長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	若年健康診査事業の実施に関する事務			
②事務の概要	下関市若年健康診査事業実施要綱(平成24年4月1日施行)に基づき、若年者に健診を実施するとともに、必要な者に保健指導を実施することにより、健康についての認識と自覚の高揚を図るため、特定個人情報を用いて以下の事務で取扱う。 ・若年基本健康診査 ・若年骨粗しょう症検診 ・保健指導 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)の規定に従い、次の事務において特定個人情報を取扱う。 ・健診の結果通知、受診勧奨及び精密検査等に関する事務 ・健診の受診履歴・結果の管理等の事務 ・保健指導に関する事務			
③システムの名称	総合健康管理システム、共通基盤システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
健康管理情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項(個人番号等の利用にかかる事務)別表第1の5の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年規則第85号)第4条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	下関市 保健部 健康推進課			
②所属長の役職名	秋本 江利子			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	下関市 総務部 総務課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1132			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	下関市 保健部 健康推進課 〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話 083-231-1366			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]